

令和2年度裁判所職員採用試験における新型コロナウイルス感染症への対応等について、別紙のとおり決定する。

第1 試験場の設営

1 受付所の設置について

- (1) 受験者が最低限1m程度の間隔を空けて整列できるようスペースを確保する。
- (2) 受付所付近での受験者の密集を避けるように留意する。
- (3) アルコール消毒液を受付所に設置する。

【受付所の設営に関して考えられる工夫例】



- 試験室への案内を表示した貼り紙を貼るなどして、受付所から試験室までの経路をわかりやすくする。
- 受付付近に掲示した受験番号ごとの部屋割りや試験室の入口付近に掲示した座席表に受験者が密集しないよう、掲示場所を増やす。
- アルコール消毒液の設置場所には、「アルコール消毒のご協力をお願いします。」などの貼り紙をして、アルコール消毒液の利用を促す。

2 試験室について

- (1)
- (2)

- (3) 試験時間中に窓を開閉しても試験実施に支障がないかを確認（動作音が大きすぎないか、必要以上に開閉に時間がかかるないか、カーテン・ブランケット等が受験者の妨げにならないかなど）する。
- (4) 試験室前にアルコール消毒液を設置する。ただし、試験室が小さく、かつ、近接している場合には、2～3部屋に1個設置することで差し支えない。

3 その他

- (1) 貸与を受けた施設の状況に応じて、感染拡大防止のための工夫をする。
- (2) 各会場のトイレに石けん等が設置されていない場合には、石けん等を設置する。

【感染拡大防止のための工夫例】

- 貸与を受けた施設内の試験実施に必要な区域以外に受験者が立ち入らないよう進入禁止等の貼り紙を貼る。
- 受験者がエレベーターの使用を控えるよう使用禁止等の貼り紙を貼る。また、使用を認める場合は、利用人数を制限する。
- 手洗いの際にトイレ等のハンドドライヤーは使用しないよう使用禁止等の貼り紙を貼る。

第2 試験当日

1 総論

(1) マスクの着用等

受験者及び職員は終日、マスクを着用する。受験者は、基本的には、本人確認（写真照合）のときのみはずさせる。

なお、受験者と接する試験官及び係員は、準備可能であればマスクのほかフェイスシールドを着用する。

※ マスクの着用についてウェブサイトで周知

※ 上記の内容について試験官から受験者に説明する。

※ マスクを着用していない受験者を発見した場合は、速やかにマスクを配布し、着用を促す。

(2) 咳エチケットの励行

受験者及び職員は、咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる。

※ 咳エチケットの励行についてウェブサイトで周知

(3) 受験者の密集の防止

- ① 休憩時間に随時職員が施設内を見回り、受験者が密集している場合は、
1m程度の間隔を空けさせるなどして密集の解消に努める。トイレの列は
1m程度の間隔で整列できるように努める。
- ② 休憩時間及び昼食の際はできるだけ私語を控えて自席で過ごすよう要請
する。大人数でマスクをせずに話しかけていることなどがあれば注意する。
- ③ 昼食は、飲食が認められているエリアでとるように、指示し、密集になら
ないよう適宜見回る。

※ 受験者の密集回避についてウェブサイトで周知

※ 上記②については試験官から受験者に説明する。

(4) 施設内の換気

- 休憩時間中か試験時間中かを問わず、冷房時でも適宜、窓やドアなどを開
けて換気を行う。

※ 試験室の換気についてウェブサイトで周知

※ 気候上可能な限り常時、困難な場合は30分に1回、数分程度、2方向の窓やドア
を同時に開けて行う。

※ 試験会場となる施設に換気機能を持つ空調設備が備わっている場合は、窓を閉めておくことも可能とする。この場合には、受験者に対し、試験開始前にその旨の説明を行う。

* 貸出施設に、ビル管理法における空気環境の調整に関する基準に適合することを確認する。

※ 試験室内に窓がない場合は、試験室のドア及び試験室と接する廊下の窓を開放するなど、十分な換気が行われるよう対策を講じる。

(5) トイレ等のハンドドライヤー

受験者及び職員は、手洗いの際にトイレ等のハンドドライヤーは使用せず、個人のハンカチを使用する。

(6) 職員の検温

職員は当日朝必ず検温する。体調不良や、発熱症状がある場合（37.5度以上もしくは平熱より1度高い場合）は出勤させない。また、保健所等から「濃厚接触者」として健康観察や外出自粛を要請されている場合も出勤させない。

※ 当日出勤できなくなる職員が生じる可能性も考慮して、試験官、

[REDACTED] の態勢を事前に検討しておく（例えば、最低必要数を検討した上、それに満た

ない場合の対応職員を事前に決めておくなど。）。

2 試験開始前

(1) 受付係員

マスクを着用して受付を行う。

※ 準備可能であれば、フェイスシールド及びゴム手袋を着用する。

(2) 受験者の密集防止

職員が適宜指示を出すとともに、誘導する係員を配置し、最低1m程度の間隔を空けて整列させるなどして受験者の密集を避ける。

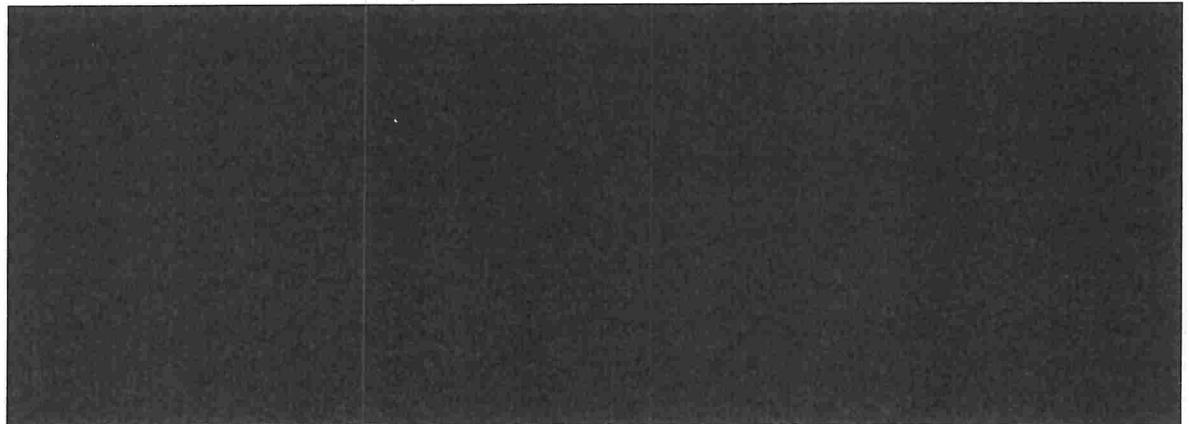


(3) 受付における業務の縮小

受付所での滞留、密集を防止するため、

所定の試験室に入るよう指示する。





(4) 筆記用具等の消毒

使用後に消毒を行った上で、他の受験者に使用させる。

(5) 受験者の健康状態の観察と体調不良者への対応

① 受験者に、咳などの風邪の症状、強いたるさ、息苦しさ（呼吸困難）、顔色の悪さが窺われないか観察する。

② 繼続的に咳やくしゃみをするなど体調不良と見られる受験者がいた場合

には [REDACTED] 検温を実施する。 [REDACTED] 発熱症状（37.5度

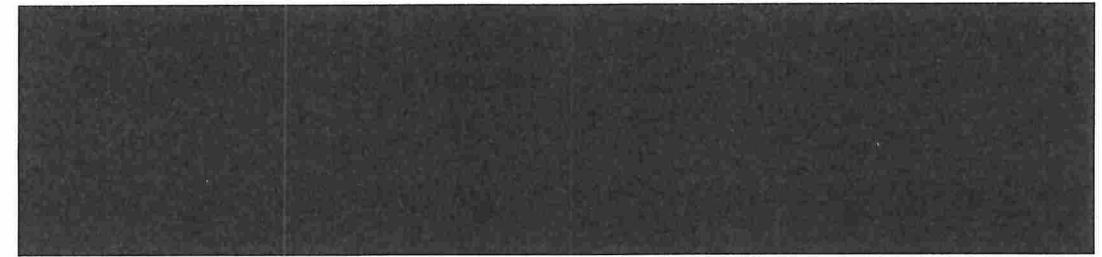
以上もしくは平熱より1度以上高い場合）がある場合には、次のとおり対応する。

ア 次の項目に該当するか、個別に体調を確認する。

(ア) PCR検査で陽性判定を受け自宅療養期間中と認められる者

(イ) 「濃厚接触者」と指定され健康観察期間中と認められる者

(ウ) 海外からの帰国者であり自宅待機期間中（帰国後14日間）と認められる者

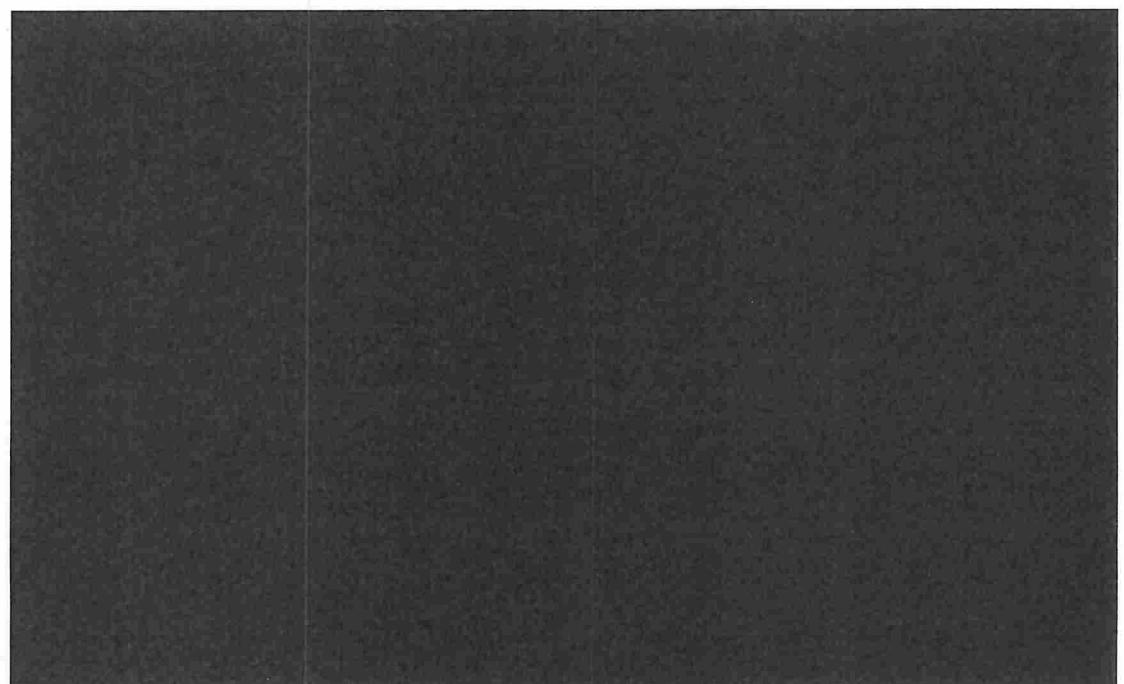


※ 当日来場前に検温を行うようウェブサイトで周知

※ 体調不良者は受験を控えるようウェブサイトで周知



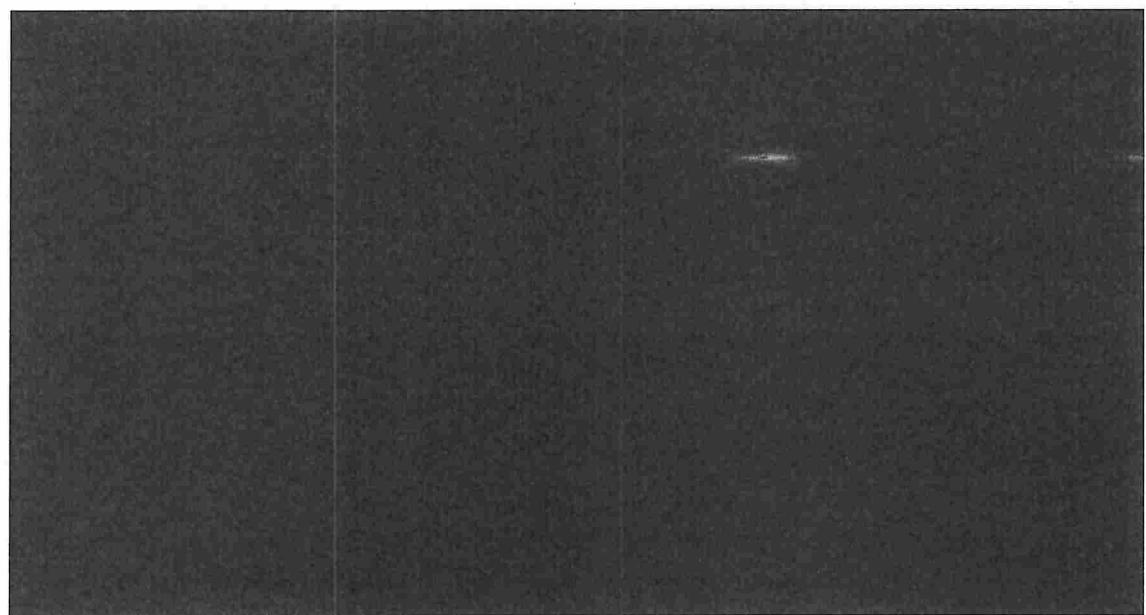
※ 検温時に使用した机や椅子は使用後消毒する。



※ 体調不良者

ア 新型コロナウイルス感染症など（学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症）に罹患し治癒していない者
イ ①発熱、②軽度であっても咳などの風邪の症状が続く、③強いだるさ（倦怠感）、④息苦しさ（呼吸困難）のいずれかの症状があつて新型コロナウイルスの感染が疑われる者

(6) その他



3 試験時間中

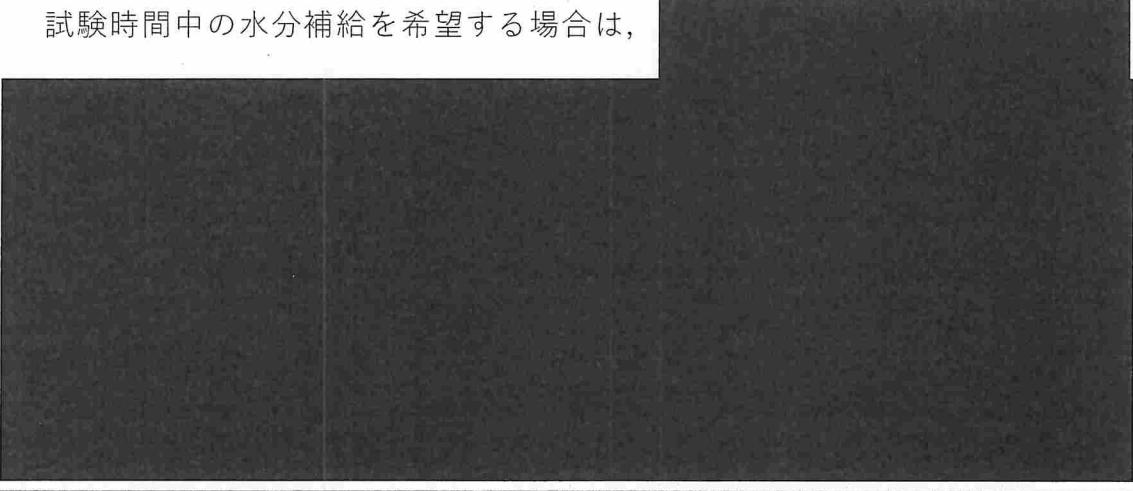
(1) 試験室の換気

冷房時でも適宜、窓やドアなどを開けて換気を行う。

- ※ 上記の内容について試験官から受験者に説明する。
- ※ 試験室の換気についてウェブサイトで周知
- ※ 気候上可能な限り常時、困難な場合は30分に1回、数分程度、2方向の窓やドアを同時に開けて行う。
- ※ 試験会場となる施設に換気機能を持つ空調設備が備わっている場合は、窓を閉めておくことも可能とする。

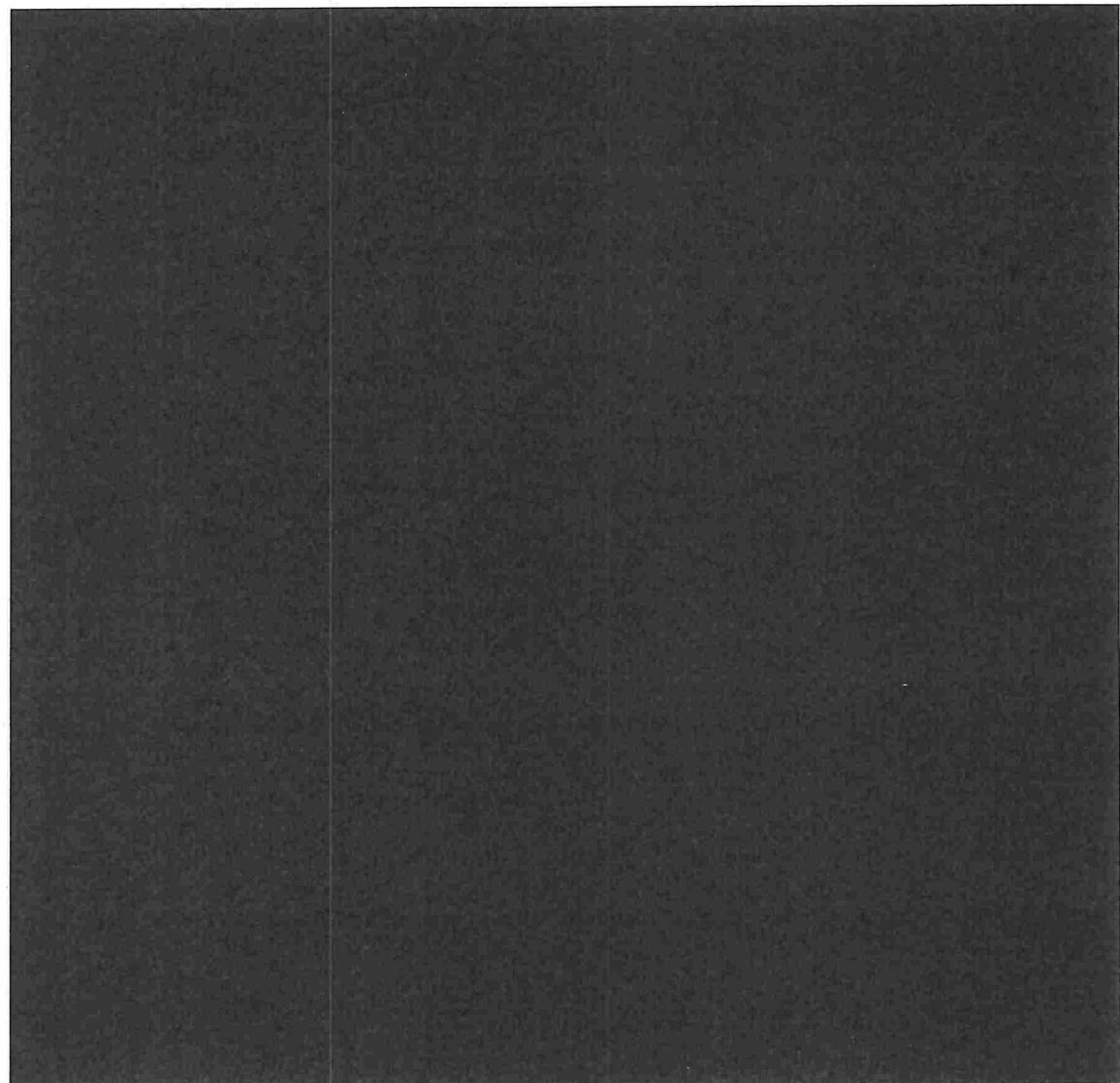
(2) 試験時間中の水分補給

試験時間中の水分補給を希望する場合は、



- ※ 上記の内容について試験官から受験者に説明する。

※ 答案用紙が水損した場合の転記について



(3) 体調不良者の対応

継続的に咳やくしゃみをするなど体調不良と見られる受験者がいた場合には試験を中断させて、
検温を実施する

発熱症状（37.5度以上もしくは平熱より1度以上高い場合）がある

場合には、次のとおり対応する。

ア 次の項目に該当するか、個別に体調を確認する。

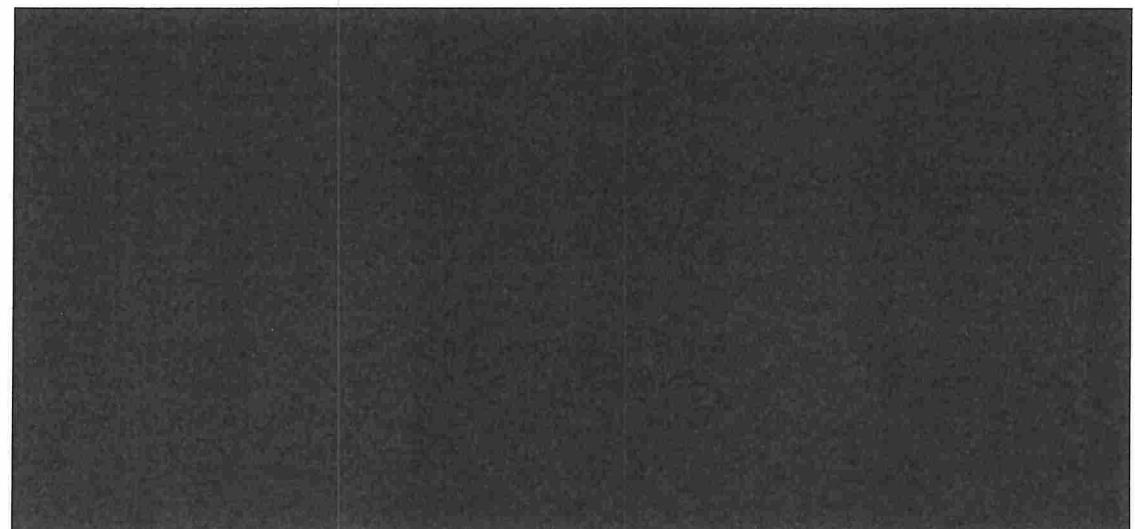
(ア) P C R 検査で陽性判定を受け自宅療養期間中と認められる者

(イ) 「濃厚接触者」と指定され健康観察期間中と認められる者

(ウ) 海外からの帰国者であり自宅待機期間中（帰国後14日間）と認められる者

※ 上記の内容について試験官から受験者に説明する。

※ 試験の中止について、事前にウェブサイトで周知



(4) 試験係官の手指消毒

試験係官は、答案用紙等受験者からの回収物に触れた後は、必ず自身の手指のアルコール消毒を行う。

4 試験終了後

(1) 受験者の密集防止

職員が適宜指示を出すなどして、試験室や試験場の出口付近での受験者の密集を避けるための工夫をする。

【受験者密集防止の工夫例】



- 密集しないよう誘導する係員を配置する。

(2) 施設内の備品等の消毒について

貸与を受けた施設の貸出条件等に従うこととする。